平成２７年（フ）第２１９９号
東京都豊島区南池袋２丁目３－３－101
債務者　高山　　清
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２００号
東京都豊島区上池袋２丁目９－８－302
債務者　藤田　聡仁
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０２号
神奈川県横浜市泉区上飯田町2838－３
債務者　平山　由佳
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０３号
神奈川県横浜市栄区飯島町555－１－101
債務者　上田　　篤
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０６号
千葉県松戸市串崎南町160－２　サウスアベニューＮｏ．２－105
債務者　高橋　和彦
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０７号
東京都江戸川区南篠崎町２丁目48－14－106
債務者　稲葉　義男
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２０８号
東京都中野区本町５丁目31－11－303
債務者　斉藤　美香（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１３号
東京都足立区東綾瀬２丁目４－17
債務者　関　　朋子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１４号
東京都目黒区上目黒３丁目１－９
債務者　石黒　勇司
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１５号
東京都八王子市南新町22－16－401
債務者　恩田　優子
1　決定年月日時　平成27年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１６号
神奈川県相模原市中央区小町通１丁目４－６－301
債務者　左座　　誠
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２１７号
神奈川県相模原市中央区小町通１丁目４－６－301
債務者　左座　大地
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２２号
東京都港区高輪１丁目17－12－501
債務者　黒川　彩音
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２３号
東京都品川区大井６丁目15－21－102
債務者　伊藤　芳彦
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第２２２８号
東京都大田区東糀谷３丁目13－８
債務者　永野　陽子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月19日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部